

長野県建設工事標準請負契約約款に係る留意事項

平成30年8月22日付け30契検第42号による長野県建設工事標準請負契約約款（以下、「契約約款」という。）の一部改正に伴い、県発注の建設工事等に係る「建設工事請負契約書」の適用にあたり、契約約款で記載している各条項に係る留意事項を定めたものです。

第3条関係

第2項において規定する「内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。」の明示方法は、下記及び別添「記載例」のとおりとする。

（工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 円）

第7条の2関係

第1項及び第2項に規定する社会保険未加入建設業者の確認方法、及び未加入が確認された場合の事務処理方法については、別添「社会保険未加入対策実施フロー」以下によることとする。

附 則

この留意事項は、平成30年10月1日以降契約する請負工事から適用する。

※この用紙は、請負代金内訳書全体のうちの最終ページです。

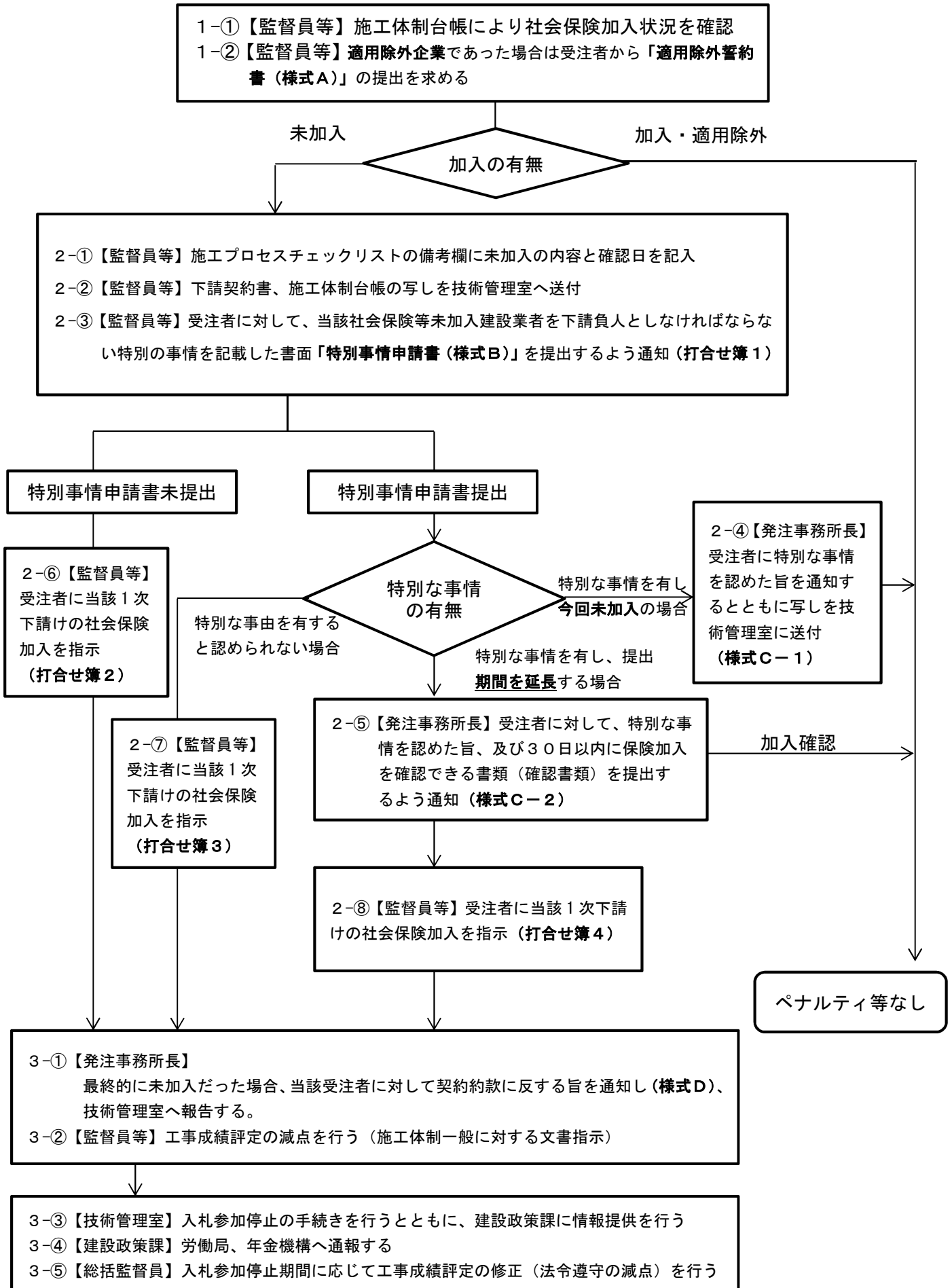
M	(工事費内訳書) * * * 本工事費 * * *								頁0-0000
T	費目・工種・種別・細別・施工名称など	規格 1	規格 2	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
1	* * 共通仮設費計 * *								
2	* * 純工事費 * *								
3	* * 現場管理費 * *								
4	* * 工事原価 * *								
5	* 一般管理費等 *								
6	* * 工事価格計 * *								
7	* * 消費税等相当額計 * *								
8	* * 工事費計 * *								
9									

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 円)



記載例

社会保険未加入対策事務処理フロー



下請負人の社会保険の加入確認について

1. 社会保険加入状況の確認

- ①【監督員等】受注者から提出された施工体制台帳により確認する。

[施工体制台帳の「健康保険の加入状況」欄により、下請企業の社会保険加入を確認する。]

対象企業・・・1次下請の建設業者（委託、廃棄物処理業者は対象外。以下「1次下請業者」という。）

- ②【監督員等】適用除外企業であった場合は受注者から「**適用除外誓約書（様式A）**」の提出を求める※。

※健保適用除外承認を受け適法に国民健康保険組合（建設国保等）に加入し、厚生年金に加入している事業所は提出不要

書類等による確認の必要が生じた場合

- (1) 1次下請業者が長野県入札参加資格を有する企業である場合、**確認不要**

- (2) (1)に該当せず、建設業許可を有する企業である場合、「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」（国土交通省HP）を用いて確認する。（建設業許可を有しない企業は確認不要）

- (3) (1)(2)による確認が出来ない場合（予備的確認方法）

厚生労働省年金局等が発行する社会保険加入を証する書類（以下「確認書類」）を受注者に提示させ、確認する。

- 健康保険又は厚生年金保険：次の書類のいずれか一つを原本提示
 - ・領収証書（参考資料①）
 - ・社会保険料納入証明（申請）書（参考資料②）
 - ・資格取得確認および標準報酬決定通知書（参考資料③）
- 雇用保険：次の書類のいずれか一つを原本提示
 - ・領収済通知書（参考資料④-1）および労働保険概算・確定保険料申告書（参考資料④-2）
 - ・雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）（参考資料⑤）

ただし、次の企業については、社会保険の適用除外となる。施工体制台帳において社会保険加入状況欄に「適用除外」と記載されているのはこの場合であり、**確認不要**。

適用除外の企業	適用除外の保険
従業員5人未満の個人事業所	健康保険、厚生年金保険
役員みの法人	雇用保険
個人事業主のみ、一人親方	雇用保険、健康保険、厚生年金保険

2. 確認の結果1次下請業者が社会保険等未加入の場合

- ①【監督員等】施工プロセスチェックリストの備考欄に未加入の内容と確認した日を記入する。
- ②【監督員等】下請負契約書、当該施工体制台帳の写しを技術管理室へ送付する。
- ③【監督員等】当該社会保険未加入建設業者を下請負人とする特別の事情を記載した書面「**特別事情申請書（様式B）**」を提出するよう受注者に指示（通知）する。（打合せ簿1）
- ④【発注事務所長】特別事情申請書の審査の結果、特別な事情を有し、次回県発注工事の下請負となるまでの間に加入することを確約した場合は、その旨を通知するとともに、写しを技術管理室に送付する。（様式C-1）

- ⑤【発注事務所長】特別事情申請書の審査の結果、特別な事情を有し、「確認書類」の提出期間を延長する場合は、30日以内に提示するよう受注者に通知する。（様式C-2）
- ⑥【監督員等】特別事情申請書の提出が無い場合は、指定する期限内に、未加入の社会保険等について届出をした事実が確認できる書類を提出するよう指示する（打合せ簿2）
- ⑦【監督員等】特別事情申請書の審査の結果、特別な事情を有すると認められない場合は、指定する期限内に、未加入の社会保険等について届出をした事実が確認できる書類を提出するよう指示する（打合せ簿3）
- ⑧【監督員等】特別な事情を有すると認めて「確認書類」の提出を求めたが、提出が無い場合は、指定する期限内に、未加入の社会保険等について届出をした事実が確認できる書類を提出するよう指示する（打合せ簿4）

3. しゅん工時

- ①【発注事務所長】最終的に未加入の社会保険等について届出をした事実が確認できなかった場合は、受注者に対して契約違反の旨を通知し（様式D）、建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領第5の規定に基づき、技術管理室へ報告する。
- ②【監督員等】工事成績評定の減点を行う。（施工体制一般に対する文書指示）
- ③【技術管理室】①の報告を受けて、入札参加停止要領に基づき受注者の入札参加停止の手続きを行う。また、建設政策課に情報提供を行う。
- ④【建設政策課】③の情報をを受けて、労働局・年金機構へ通報する。
- ⑤【総括監督員】入札参加資格停止期間に応じて工事成績評定の修正（法令遵守）を行う。